

コロナ時代だからこそ、  
セルフケアを始めましょう！

# いくつ知ってる？ 使ってる!?

## 令和4年度の健康づくり事業

2022  
春

第63号

# 健保 だより

ナイスグループ

自分を知ると、健康維持のヒントが見つかる！

個人向け健康  
ポータルサイト **KENPOS**

経年の健診結果を閲覧できます。医療機関が変わっても、過去の結果と比較できます。

同世代比較もあって、  
自分の健康状態が  
わかりやすい！



- 健康づくり：歩数・体重・生活習慣などを記録できます。
  - 「健診結果が基準値内」「ウォーキング大会等のイベント参加」「健康づくりでの行動等記録」などによってポイントがたまり、たまったポイントは好きなアイテムと交換できます。
  - 常備薬を特別価格で購入できます。
- ※KENPOSは当健保組合の資格を取得した月の翌々月からご利用いただけます。

新規登録・ログインはこちら ▶



奥様は家族の健康のかなめ！

### 特定健診

対象者：40歳以上の被扶養者

5月頃、被保険者の部署あてに受診券（7,150円の健診が無料で受けられます）をお送りします。ぜひ受診してください。

主治医がいても、  
年1回は健診受診



コロナ禍で運動機会が  
減ってませんか？

### 特定保健指導

対象者：40歳以上の該当者

メタボリックシンドロームが進行すると、心臓病や脳卒中、糖尿病等の合併症を引き起こすリスクが高まりますが、生活習慣を見直すことで改善できます。

保健師が  
サポートしますので、  
受診してください！



### 胃がん検査・胃がんリスク検査

対象者：30歳以上の被保険者

30歳の健康診断時に血液検査により胃がんリスクを判定します（1回のみ）。

その後、胃がんリスクに基づき、35・40・45・50・55・60歳の健康診断時に以下の胃がん検査を健保組合の負担で実施します。

- 高リスク者 → 胃カメラ・胃エックス線
- 低リスク者 → 血液検査

早期発見機会を逃さないで！

### オプション検査補助

対象者：健康診断等を受けた  
被保険者・被扶養配偶者

がん検診などオプション検査にかかった費用のうち上限15,000円までを補助（年度内1回まで）

がんは早期発見・早期治療が大切です。  
定期的にごがん検診を受診しましょう！



### 歯科検診

対象者：被保険者

費用：無料（全額補助）

内容：歯科検診・口腔衛生指導・クリーニング



### インフルエンザ予防接種補助

予防接種費用を補助（上限1,000円）

コロナ禍の今こそ、禁煙を始めませんか？

### 禁煙補助

令和4年度より禁煙補助制度を拡充します。  
「WEB受診＆禁煙補助薬を自宅配送（自己負担なし）」の制度導入に向けて準備をしています。  
詳細が決まりましたら、改めてご案内します。



### 健保組合ホームページ

健康情報や各種手続きなどの最新情報を掲載。  
本ページ掲載の各事業の詳細についてもWEBをご覧ください！

🔍 ナイスグループ健保 検索

令和4年1月から

# 傷病手当金、 任意継続被保険者制度が 変わりました

けがや病気で働けないときに給付金が受けられる「傷病手当金」と、

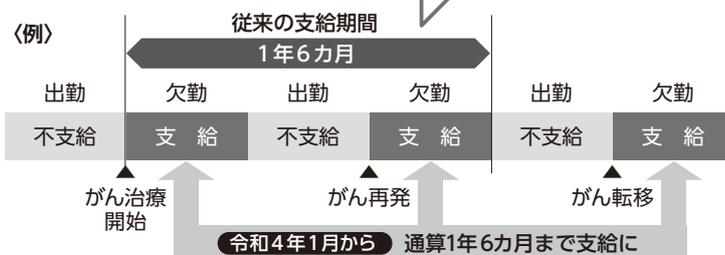
退職後も健保組合に加入できる「任意継続被保険者制度」について、次の改正が行われています。

1

## 傷病手当金の支給期間が 通算化されました

従来の傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6カ月を超えない期間とされていました。しかし、この1年6カ月には復職期間も含まれるため、休業期間中に十分な保障を受けられないケースがありました。今回の改正で、出勤に伴う不支給期間がある場合、その分を延長して支給を受けられるよう「支給期間の通算化」が行われています。

がん治療で長期間にわたり休暇をとりながら働くケースなど、治療と仕事の両立を支えるために、働いた期間を除いて1年6カ月を通算できるようになりました。



※令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6カ月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。



ワンポイント健康保険

## 傷病手当金とは？

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とそのご家族の生活を保障するために設けられた制度です。被保険者が業務外の病気やけがの治療のため仕事につくことができず、給料等をもらえない場合に支給されます。

### ●支給を受けられるとき

支給を受けられるのは、下記の4つのすべての条件に該当したときです。

#### ①病気・けがのための療養中のとき

病気・けがのため療養しているのであれば、自宅療養でもよいことになっています。

#### ②療養のために仕事につけなかったとき

病気・けがのために、今まで行っていた仕事につけない場合をいいます。

#### ③続けて3日以上休んだとき

続けて3日以上休んだ場合で、次の4日目からです。はじめの3日間は待期といい、支給されません。

#### ④給料等をもらえないとき

給料等をもらっても、その額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

### ●支給される金額

傷病手当金として支給される額は、休業1日につき支給開始日の属する月以前の直近12カ月間の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2相当額です。



2

## 任意継続被保険者制度の 保険料の算定基礎が見直されました



従来の任意継続被保険者の保険料は「資格喪失(退職)時の標準報酬月額、または健保組合全被保険者標準報酬月額の平均額のいずれか低い額」となっていますが、今回の改正で、健保組合の規約により「資格喪失(退職)時の標準報酬月額

とすることも可能になりました。

当健保組合では、令和4年度より「資格喪失(退職)時の標準報酬月額」をもとに算定することが組合会で決まりました。なお、令和4年3月末までに資格取得した場合の保険料の算定方法は従来どおりです。

# みなさまの個人情報 限られた目的で利用しています

みなさまの個人情報は、健康保険組合が事業を円滑に運営するためにはなくてはならないものです。

個人情報は「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」に基づき、安全に十分配慮して適切な管理を行い、また、主に以下のような目的に限定して利用し、健康保険の事業以外には使われることはありません。

なお、当健保組合の個人情報に関する取り組みはホームページに記載しています。

▶ <http://www.nicegroup-kenpo.or.jp/privacy/index.html>



## 当健保組合の通常業務で想定される主な利用目的

### 1 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

- 被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理
- 保険給付及び付加給付の実施
- 番号法に定める利用事務
- 高額療養費について公費負担や自治体医療費助成確認のため医療機関へ問合せ
- 海外療養費の支給に係る翻訳等のための外部委託
- 第三者行為に係る損害保険会社等への求償
- 健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業
- 番号法に定める情報連携
- 柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検・審査の委託

### 2 保険料の徴収等に必要な利用目的

- 被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- 健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

### 3 保健事業に必要な利用目的

- 健康の保持・増進のため、健診結果より、医療機関への受診勧奨等、事後指導の実施
- 特定健診、保健指導の実施
- 特定保健指導に係る産業医への委託
- 健康保険組合連合会主催の特定保健指導等共同事業
- 健診機関、医療機関への健診（歯科を含む）の委託
- 健診結果の事業主への提供
- 医療費及びジェネリック通知のWEBサイト運営委託
- 保健事業の事業実施（機関紙の配布、育児冊子の配布、家庭用常備薬の配布）に係る委託
- 健康増進事業（WEBサイト『KENPOS』）運営の委託及び共同事業
- 前期高齢者向け訪問指導に係る委託

### 4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

- 診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
- レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ◎ オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
- ◎ オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

### 5 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

- 医療費分析・疾病分析

### 6 その他

- 健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- 役職員の人事管理・社会保険、雇用保険その他法令上必要となる手続・福利厚生関連・業務連絡、緊急連絡先の把握
- 第三者求償事務において、健保連・保険会社・医療機関等への相談又は届出等

### 7 特定個人情報

- 番号法第19条第8号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的
- ◆ 傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
  - ◆ 高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
  - ◆ 被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
  - ◆ 被扶養者認定事務及び資格確認事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
  - ◇ 高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
  - ◇ 資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

### 8 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

- ◆ 特定健診データ
- ◇ 被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録



- ：健保組合内部での利用に係る事例
- ：他の事業者等への情報提供を伴う事例
- ◎：審査支払機関への情報提供を伴う事例
- ◆：組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合
- ◇：他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合

## 令和4年度予算のお知らせ

# 一般保険料率は据え置き、 不足分は積立金から繰り入れます

2月14日開催の組合会において、令和4年度予算が承認されましたので、概要をお知らせします。

### 健康保険分

#### 収入の部

総額

12億1,501万円

保険料 10億4,916万円  
(1人当たり589,416円)

みなさまや事業主からいただく大切な保険料です

積立金からの繰入金 1億4,558万円  
収入の不足分を積立金から繰り入れます

その他 2,027万円

保健事業を活用して、  
医療費の節減にご協力ください

健保財政を圧迫しています

#### 支出の部

総額

12億1,501万円

保険給付費 5億5,029万円  
(1人当たり309,149円)

医療費の7割部分や傷病手当金、  
出産手当金などの給付金です

納付金 5億3,055万円  
(1人当たり298,061円)

高齢者の医療費を支援するために  
国へ納めています

保健事業費 3,932万円  
(1人当たり22,091円)

KENPOSなど、加入者の健康づくり  
事業の費用です(1ページ参照)

その他 9,485万円

経常収支

10億4,972万円 - 11億4,505万円 = ▲9,533万円  
(収入) (支出)

### 介護保険分

介護納付金は1億3,683万円(前年度比406万円増)となりました。  
前年度の決算残金を繰り越し、介護保険料率を0.7/1000引き下げ15.8/1000としました。  
その結果、介護の予算総額は1億3,806万円となりました。

#### 令和4年度 保険料率

①一般保険料率	93.0/1000
②調整保険料率	1.3/1000
健康保険料率①+②	94.3/1000
③介護保険料率	15.8/1000

参考

令和4年度  
協会けんぽ神奈川支部の保険料率  
健康保険料率 98.5/1000  
介護保険料率 16.4/1000

※いずれの料率もナイスグループ健保のほうが低く  
設定されています。

#### 予算のポイント

- ①前期高齢者納付金の大幅な増加によって赤字予算となりましたが、令和3年度決算において黒字が見込まれていることもあり、一般保険料率は据え置きます。
- ②みなさまの保険料を有効に活用するために、疾病予防に重点を置き健康をサポートしてまいります(1ページをご覧ください)。
- ③介護保険については、令和3年度決算の黒字分を繰り越し、料率を引き下げます。

#### 健康保険組合 組合会議員一部改選(令和3年10月1日)のお知らせ

(敬称略)

退任 互選理事 茅野 一生

就任 互選理事 長田 憲児